各 位

会社名 株式会社 ロックオン 代表者 代表取締役社長 岩田 進 (コード 3690: 東証マザーズ) 問合せ先 広報・IR 担当 梶原 直樹 (TEL. 06 - 4795 - 7500)

監査等委員会設置会社への移行及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成27年11月13日開催の取締役会において、監査等委員会設置会社に移行すること、及び「定款一部変更の件」を平成27年12月22日開催の当社第15回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。

なお、本件に伴う監査等委員会設置会社へ移行後の役員人事につきましては、本日付の「監査等委員会設置会社移行後の役員人事に関するお知らせ」にて別途開示しております。

1. 監査等委員会設置会社への移行

(1)移行の目的

取締役会の監督機能を強化し、一層のコーポレート・ガバナンスの向上及び意思決定の 迅速化を図るため、監査等委員会設置会社に移行するものであります。

(2)移行の時期

平成27年12月22日開催予定の当社の第15回定時株主総会において、必要な定款変更等についてご承認いただき、監査等委員会設置会社に移行する予定であります。

2. 定款の一部変更

- (1)変更の理由
- ① 監査等委員会設置会社への移行に伴い、規定の新設など所要の変更を行うものであります。
- ② 機動的な資本政策及び配当政策を図るため、剰余金の配当等を取締役会決議によることができるように規定を新設し、内容が重複する規定を削除するものであります。
- ③ 改正会社法において、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更された ことにより、業務執行を行わない取締役につきましても、責任限定契約を締結すること によってその期待される役割を十分に発揮できるようにするため規定の一部を変更す るものです。なお、本規定の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

(2)変更の内容

変更の内容は、以下のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第1条~第5条 (条文省略)	第1条~第5条 (現行どおり)
(自己株式の取得) 第6条 当会社が会社法第165条第2項の規 定により、取締役会の決議によって 同条第1項に定める市場取引等によ り自己の株式を取得することができ る。	(削除)
第 <u>7</u> 条~第 <u>18</u> 条 (条文省略)	第 <u>6</u> 条~第 <u>17</u> 条 (現行どおり)
(取締役の員数) 第 <u>19</u> 条 当会社の取締役は、 <u>5名以内とする。</u>	(取締役の員数) 第 <u>18</u> 条 当会社の取締役は、 <u>監査等委員である取締役以外の取締役5名以内、監査等委員である取締役4名以内とする。</u>
(取締役の選任) 第 <u>20</u> 条 取締役は、 <u>株主総会の決議によって</u> <u>選任する。</u>	(取締役の選任) 第19条 取締役は、監査等委員である取締役 と監査等委員である取締役以外の取 締役とを、株主総会において区別し て選任する。
2. (条文省略) 3. (条文省略)	2. (現行どおり) 3. (現行どおり)
(取締役の任期) 第 <u>21</u> 条 取締役の任期は、選任後 <u>2</u> 年以内に 終了する事業年度のうち最終のもの に関する定時株主総会の終結の時ま でとする。	(取締役の任期) 第 <u>20</u> 条 取締役の任期は、選任後 <u>1</u> 年以内に 終了する事業年度のうち最終のもの に関する定時株主総会の終結の時ま でとする。
(新設)	2. 前項にかかわらず監査等委員である 取締役の任期は、選任後2年以内に 終了する事業年度のうち最終のもの に関する定時株主総会の終結の時ま でとする。
2. 増員または補欠として選任された取 締役の任期は、在任取締役の任期の満 了するときまでとする。	3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了するときまでとする。
(代表取締役及び役付取締役) 第 <u>22</u> 条 取締役会は、その決議によって、代 表取締役を選定する。	(代表取締役及び役付取締役) 第 <u>21</u> 条 取締役会は、その決議によって、 <u>監</u> 査等委員である取締役以外の取締役 の中から代表取締役を選定する。
2. (条文省略)	2. (現行どおり)

現行定款	変更案
3. 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を <u>設定</u> し、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。	3. 取締役会は、その決議によって、 <u>監査等委員である取締役以外の取締役の中から</u> 取締役社長1名を <u>選定</u> し、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。
第 <u>23</u> 条 (条文省略)	第 <u>22</u> 条 (現行どおり)
(取締役の招集通知) 第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日 前までに各取締役 <u>及び各監査役</u> に発 する。ただし、緊急の必要があると きは、この期間を短縮することがで きる。	(取締役の招集通知) 第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に発する。ただし、 緊急の必要があるときは、この期間を 短縮することができる。
2. 取締役 <u>及び監査役</u> 全員の同意がある ときは、招集の手続を経ないで取締 役会を開催することができる。	2. 取締役全員の同意があるときは、招 集の手続を経ないで取締役会を開催 することができる。
第 <u>25</u> 条 (条文省略)	第 <u>24</u> 条 (現行どおり)
(取締役会の決議の省略) 第26条 当会社は、取締役会の決議事項について、取締役(当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りでない。	(取締役会の決議の省略) 第25条 当会社は、取締役会の決議事項について、取締役(当該決議事項について 議決に加わることができるものに限 る。)の全員が書面または電磁的記録 により同意したときは、当該決議事項 を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。
第 <u>27</u> 条 (条文省略)	第 <u>26</u> 条 (現行どおり)
(取締役の報酬等) 第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執 行の対価として当会社から受ける財 産上の利益(以下、「報酬等」とい う。)は、株主総会の決議によって 定める。	(取締役の報酬等) 第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執 行の対価として当会社から受ける財 産上の利益(以下、「報酬等」という。) は、監査等委員である取締役と監査等 委員である取締役以外の取締役とを 区別して、株主総会の決議によって定 める。
(新設)	(取締役への委任) 第28条 取締役会は、その決議によって会社 法第399条の13第5項各号に掲げる事 項を除く重要な業務執行の決定の全 部または一部を取締役に委任するこ とができる。

現行定款	変更案
(取締役の責任免除) 第29条 (条文省略) 2. 当会社は、会社法第427条第1項の 規定により、社外取締役との間で、同 法第423条第1項の賠償責任を限定す る契約を締結することができる。ただ し、当該契約に基づく賠償責任の限度 額は、法令が規定する最低責任限度額 とする。	(取締役の責任免除) 第29条 (現行どおり) 2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役 <u>(業務執行取締役等であるものを除く。)</u> との間で、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。
(新設)	<u>第5章 監査等委員会</u>
(新設)	 (監査等委員会の設置) 第30条 当会社は監査等委員会を置く。 2. 監査等委員会は、監査等委員である取締役で組織する。 3. 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。 (監査等委員会の招集通知) 第31条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができ
	る。 2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。
(新設)	(監査等委員会規則) 第32条 監査等委員会に関する事項は、法令 または本定款のほか、監査等委員会 において定める監査等委員会規則 による。
第5章 監査役及び監査役会	(削除)
<u>(監査役及び監査役会の設置)</u> 第30条 当会社は監査役及び監査役会を置 く。	(削除)

現行定款	変更案
(監査役の員数)	(削除)
第31条 当会社の監査役は、4名以内とする。	
(監査役の選任)	(削除)
第32条 監査役は、株主総会の決議によって	
<u>選任する。</u>	
2. 監査役の選任決議は、議決権を行使	
することができる株主の議決権の3	
<u>分の1以上を有する株主が出席し、そ</u> の議決権の過半数をもって行う。	
<u>v/ </u>	
(監査役の任期)	(削除)
第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のもの	
に関する定時株主総会の終結の時ま	
でとする。	
2. 補欠として選任された監査役の任	
期は、退任した監査役の任期の満了す	
<u>るときまでとする。</u> (常勤の監査役)	 (削除)
(市動の監査仪) 第34条 監査役会は、監査役の中から常勤の	(月川林)
監査役を選定する。	
(監査役会規則)	(削除)
第35条 監査役会に関する事項は、法令また	
は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。	
(監査役の報酬等)	(削除)
第36条 監査役の報酬などは、株主総会の決	(H) %T)
議によって定める。_	
 (監査役の責任免除)	(削除)
第37条 当会社は、会社法第426条第1項の規	
定により、監査役の同法第423条第1	
項の賠償責任を、法令の定める限度に おいて、取締役会の決議によって免除	
することができる。	
規定により、社外監査役との間で、同	
法第423条第1項の賠償責任を限定す	
る契約を締結することができる。ただ し、当該契約に基づく賠償責任の限度	
額は、法令が規定する最低責任限度額	
とする。	

現行定款	変更案
第 <u>38</u> 条~第 <u>40</u> 条 (条文省略)	第 <u>33</u> 条~第 <u>35</u> 条 (現行どおり)
(会計監査人の報酬等) 第 <u>41</u> 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役 が <u>監査役会</u> の同意を得て定める。	(会計監査人の報酬等) 第 <u>36</u> 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役 が <u>監査等委員会</u> の同意を得て定める。
第 <u>42</u> 条 (条文省略)	第 <u>37</u> 条 (現行どおり)
(剰余金の配当) 第43条 剰余金の配当は、毎年9月30日の最 終の株主名簿に記載または記録され た株主または登録株式質権者に対し 行う。	(削除)
(中間配当) 第44条 当会社は、取締役会の決議によって、 毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し行う。	(削除)
(新設)	(剰余金の配当等を決定する機関) 第38条 当会社は、剰余金の配当等会社法第 459条第1項各号に定める事項につい ては、法令の別段の定めがある場合を 除き、取締役会の決議によることがで きる。
(新設)	(剰余金の配当の基準日)第39条当会社の期末配当の基準日は、毎年9月30日とする。2.当会社の中間配当の基準日は、毎年3月31日とする。3.前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。
(剰余金の配当金等の除斥期間) 第45条 <u>剰余金の配当及び中間配当</u> は、支払 開始の日から満3年を経過しても受 領されないときは、当会社はその支払 の義務を免れる。	(剰余金の配当金等の除斥期間) 第 <u>40</u> 条 <u>配当金</u> は、支払開始の日から満3年 を経過しても受領されないときは、当 会社はその支払の義務を免れる。

現行定款	変更案
(新設)	附則 (監査役の責任免除に関する経過措置) 1. 当会社は、第15回定時株主総会終結前の 行為に関する会社法第423条第1項に定め る監査役の損害賠償責任を、法令の限度に おいて、取締役会の決議によって免除する ことができる。
	2. 第15回定時株主総会終結前の社外監査役 の行為に関する会社法第423条第1項の損 害賠償責任を限定する契約については、な お同定時株主総会の決議による変更前の 定款第37条2項の定めるところによる。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日(予定) 平成 27 年 12 月 22 日 定款変更の効力発生日(予定) 平成 27 年 12 月 22 日